

令和5年度大阪府職員採用選考案内

【児童自立支援専門員職・児童生活支援員職】

《受付期間》 令和5年8月2日（水）午前10時から令和5年8月28日（月）午後6時まで
※原則インターネットで受け付けます。

令和5年8月2日

大 阪 府

公務員試験のための「特別な勉強」をしていない方でもチャレンジしやすい選考制度です。

（第1次選考）教養考査（小論文）・専門考査（記述式）

（第2次選考）個別面接

【選考日時】 第1次選考 令和5年9月10日（日）
第2次選考 令和5年10月20日（金）又は
令和5年10月27日（金）のうち、いずれか1日【予定】

【結果発表】 第1次選考 令和5年10月6日（金）【予定】
第2次選考 令和5年11月15日（水）【予定】

1 選考職種及び採用予定人員

○児童自立支援専門員職 1名から3名 ○児童生活支援員職 1名から3名

※採用予定人員については、今後変わることがあります。

2 受験資格

※受験資格については、『職種共通』の受験資格と、後に記載する『職種別』の受験資格の両方を備えることが必要です。

職種共通

○次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

○日本国籍の有無は問いません。

- 1 日本国籍を有しない職員は公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- 2 日本国籍を有しない人は、申込みの際、氏名欄に原則として、本名を記入してください。

職種別

<児童自立支援専門員職>

○昭和 38 年4月2日から平成 14 年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人(令和6年3月末までに該当する見込みの人を含む。)又はその他児童自立支援専門員資格を取得している人(資格取得見込みの人を含む。)

- A 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所養成部(旧国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部を含む。)を卒業した人
- B-1 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業し、児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に1年以上従事した人又は別記(※2)に定める期間の合計が2年以上である人
- B-2 学校教育法に基づく大学院又はこれと同等と人事委員会が認める学校において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学の課程又はこれらに相当する課程を修了し、児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に1年以上従事した人又は別記(※2)に定める期間の合計が2年以上である人
- C 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した人、同法第 90 条第2項の規定により大学への入学を認められた人若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した人又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した人で児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に3年以上従事した人又は別記(※2)に定める期間の合計が5年以上である人
- D 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する人で、児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に1年以上従事した人又は2年以上教員としてその職務に従事した人

<児童生活支援員職>

○昭和 38 年4月2日から平成 16 年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人

- A 保育士資格を有する人(令和6年3月末までに資格取得見込みの人を含む。)
- B 社会福祉士の資格を有する人(資格取得見込みの人(令和6年3月末までに社会福祉士の登録手続きが可能な人)を含む。)
- C 3年以上児童自立支援事業(※1)(少年院を含む。)に従事した人(令和6年3月末までに該当する見込みの人を含む。)

※1 児童自立支援事業とは、児童福祉法に基づく児童自立支援施設、児童養護施設等における業務及び児童自立生活援助事業を指しています。

※2 別記

- ア)児童福祉士となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- イ)社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ウ)社会福祉施設職員として勤務した期間(上記ア又はイに該当する期間を除く。)

3 選考日及び選考会場

○第1次選考 日 時 令和5年9月10日(日) 午前9時40分集合

※受付は午前9時から開始します。

受付を終えて、午前9時40分までに指定された試験室内に着席してください。

選考会場 受験番号の通知時にお知らせします。

持参物 大阪府職員採用選考申込書(写真を貼付)、大阪府職員採用選考受験票、筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、ボールペン)、時計

○第2次選考 日 時 令和5年10月20日(金)又は10月27日(金)のうち、いずれか1日【予定】

選考会場 詳細については、第1次選考合格者に通知します。

※第1次選考・第2次選考ともに集合時間までに試験室に入室していない人は受験できません。

ただし、公共交通機関の不通・遅れによる場合は、当該公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件として、受験を認める場合があります。

※やむを得ず選考日程の変更・延期をする場合は、「大阪府職員採用選考案内ホームページ」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>)に掲載しますので、確認してください。

4 選考方法

○第1次選考 教養考査(1時間)・・・社会事象に対する基礎的知識や論理的思考力、文章作成力などを問います。
専門考査(1時間 30分)・・・必要な専門知識について出題します。

○第2次選考 個別面接・・・理解力、表現力などについて面接をします。

※試験科目には合格基準を定めており、各試験科目で一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の得点にかかわらず、不合格となります。

《過去の試験問題について》

平成30年度～令和4年度に選考実施のあった職種の問題は、「大阪府職員採用選考案内ホームページ」に掲載しています。

5 申込方法等

① ホームページより ID 取得、受験申込み

令和5年8月28日(月)午後6時までに、「大阪府職員採用選考案内ホームページ」から「令和5年度大阪府職員採用選考案内(児童自立支援専門員職・児童生活支援員職)」を選択し、『インターネットでの受験申込み』より利用者IDを取得のうえ、受験申込みを行ってください。申込みの際に、以下の《受験資格を証明する書類》の写しをPDF形式でアップロードしてください。確実に読み取れるよう書類1枚ごとに1ページとなるよう読み込んでください。受験申込み完了時には、「申請の完了」のページの表示と「申込み受付」のメールの受信を必ず確認してください。

《受験資格を証明する書類》

<児童自立支援専門員職>

【Aの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業証明書又は卒業見込証明書〔令和6年3月卒業見込みの人〕

【Bの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書
- ・上記卒業(修了)課程にかかる成績証明書
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【Cの受験資格で受験申込みをする人】

- ・卒業(修了)証明書
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【Dの受験資格で受験申込みをする人】

- ・教員免許の写し
- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

【その他 児童自立支援専門員資格で受験申込みをする人】

- ・医師免許の写しや社会福祉士登録証の写し等の児童自立支援専門員資格(資格取得見込みを含む)を証明する書類

<児童生活支援員職>

【Aの受験資格で受験申込みをする人 (既取得者)】

- ・保育士資格証明書の写し又は保育士証の写し〔A4サイズに拡張したもの〕

【Aの受験資格で受験申込みをする人 (取得見込者)】

- ・保育士資格取得見込証明書〔令和6年3月卒業(修了)見込みの人〕
- ・厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設の卒業(修了)見込証明書〔令和6年3月卒業(修了)見込みの人〕

【Bの受験資格で受験申込みをする人(既取得者)】

- ・社会福祉士登録証の写し

【Bの受験資格で受験申込みをする人(取得見込者)】

- ・A、Cの受験資格を満たす場合
→A、Cの受験資格で受験申込みをする人と同じ書類
- ・A、Cの受験資格を満たさない場合
→社会福祉士の受験資格を確認するのに必要な書類(卒業証明書又は卒業見込証明書、成績証明書及び在職証明書等)

【Cの受験資格で受験申込みをする人】

- ・在職証明書等の実務経験を証明する書類

※申込時点で上記「受験資格を証明する書類」の氏名に変更のある場合は、変更が確認できる書類を併せて提出してください。

【変更を確認できる書類の例】

- ・戸籍抄本(原本)、婚姻届の受理証明書(原本)
- ・運転免許証の両面の写し(氏名の変更が確認できる場合のみ)等

※上記「受験資格を証明する書類」が日本語以外で作成されている場合は、翻訳会社等の法人による日本語訳及び翻訳証明書を添付してください。

※第1次選考までの間に、提出された上記「受験資格を証明する書類」の内容を確認します。
確認の結果、受験資格を満たさないことが明らかとなった場合は、受験できません。

※第1次選考の合格者には、申込時にアップロードいただいた「受験資格を証明する書類」の原本を、第2次選考の際に、持参していただきます。

② 申込書・受験票のダウンロード・印刷

令和5年9月4日(月)以降に、「大阪府職員採用選考申込書・受験票」をダウンロードするためのメールを送信します。
メールが届きましたら、記載されている「手続きのトップページ」のURLもしくは、「大阪府職員採用選考案内ホームページ」内の『インターネットでの受験申込み』より「3.内容の確認」画面からログインし、「大阪府職員採用選考申込書・受験票」をダウンロードし、印刷後、その他の持参物とともに、第1次選考当日に持参してください。

※令和5年9月7日(木)までにメールが届かない場合は、「ピピっとライン」(TEL:06-6910-8001、FAX:06-6910-8005)までお問合せください。

※ダウンロードは、令和5年9月8日(金)午後6時までに行ってください。

※印刷した「大阪府職員採用選考申込書」には、該当箇所に写真(上半身、脱帽、正面向、半年以内に撮影したもので縦4cm×横3cmのサイズ)を貼付してください。

6 合格者の発表

- 第1次選考 発表日 令和5年10月6日(金)【予定】
- 第2次選考 発表日 令和5年11月15日(水)【予定】

【発表方法】 合否にかかわらず、有効受験者全員に郵送で結果を通知します。
また、合格者の受験番号を発表日の午前10時に「大阪府職員採用選考案内ホームページ」に掲載する予定です。

7 採用

最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用する予定です。(場合によっては、令和5年度途中で採用となる可能性があります。)

ただし、いずれの職種においても、採用時において、「受験資格」を満たさない場合には採用されません。また、受験申込時において、受験資格に該当する見込み・卒業(修了)見込み・資格取得見込みで、受験資格に該当しなかった・卒業(修了)できなかった・資格取得できなかった場合は採用されません。

8 勤務条件等

○現行制度に基づき、令和5年4月1日付採用となった場合の給与(初任給)例
令和5年3月大学卒業の場合、月額212,700円程度(地域手当含む。)です。

〔初任給は、経歴その他に応じて一定の基準により決定されます。また、給料の月額以外に、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。〕

○職務内容

<児童自立支援専門員職>児童自立支援業務等に従事します。

<児童生活支援員職>児童生活支援業務等に従事します。

○勤務先

府立修徳学院等

※府立修徳学院(大阪府柏原市大字高井田 809-1(JR大和路線「高井田」駅下車 10分))は、児童福祉法に規定する児童自立支援施設です。

○勤務時間

原則として、一週につき 38 時間 45 分勤務で児童の教育及び指導に従事し、常に児童と起居を共にします(住み込み勤務)。ただし、これらの条件は、勤務場所により異なる場合があります。

○休暇

年次休暇(年間 20 日。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越します。ただし、採用の年は、4月1日付採用の場合で、年末までの間に 15 日となります。)のほか、病気休暇、特別休暇(夏期・結婚・出産等)、介護休暇、介護時間一及び子育て部分休暇があります。

9 その他

○受験上の配慮(点字受験、車椅子の使用や拡大文字による受験等)が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」欄の「有」を、受験上の配慮が不要な場合は、「無」を選択してください。

「有」を選択いただいた方については、個別に問い合わせをさせていただきます。

○申込書に記載された情報は、大阪府職員採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

○日本国籍を有しない人は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

○選考会場周辺で試験結果の通知サービス等を案内している業者は、大阪府とは一切関係ありません。

○第1次選考会場は、受験番号の通知時にお知らせしますが、選考会場への自動車、単車、自転車の乗り入れや選考会場周辺での駐車は禁止されています。選考会場へは、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

○この試験に関する一般的な質問(試験の概要や受験の申し込み方法など)についてのお問合せ先

府民お問合せセンター「ピピっとライン」

TEL:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005 (平日午前9時~午後6時 土日祝日、年末年始休み)

「大阪府職員採用選考案内ホームページ」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>)

○それぞれの職種の受験資格や業務内容についてのお問合せ先

大阪府 福祉部 福祉総務課 人事グループ

TEL:06-6944-6191 FAX:06-6944-6659

「大阪府福祉専門職 RECRUITING」(<https://osaka-pref-fukushi.jp/>)